

会長	事務局長	主査	係

大府市農業委員会
第 691 回総会議事録

大府市農業委員会

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、第 691 回大府市農業委員会の議事録を作成する。

令和 5 年 4 月 20 日

大府市農業委員会

会長 久野 一弘

大府市農業委員会総会議事録

・開催日時 令和 5 年 4 月 20 日（木） 午後 3 時～午後 3 時半

・開催場所 大府市役所 5 階 全員協議会室

・出席委員

（農業委員）

会 長	13 番	久野 一弘
副会長	12 番	深谷 勝義
委 員	1 番	近藤 武
	2 番	服部 啓子
	3 番	濱島 守
	4 番	本田 貴士
	5 番	鈴木 広子
	6 番	竹内 敬三
	7 番	相羽 誠二
	8 番	深谷 英一
	9 番	神谷 登
	10 番	成田 正彦
	11 番	加古 春久

（農地利用最適化推進委員）

	14 番	浅田 勲
	15 番	大嶋 英二
	16 番	加古 俊治
	17 番	鈴置 省悟
	18 番	深谷 幸子

・欠席委員

（農業委員）

欠席者なし

（農地利用最適化推進委員）

19 番 山口 茂樹

会 期	1 日
-----	-----

議 事 日 程（第 691 回）

令和 5 年 4 月 20 日

日 程	議案 番号	件 名	備 考
1		会議書記の指名について	
2	報告 1	農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の受理 について	
3	報告 2	農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理 について	
4	報告 3	農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について	
5	報告 4	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について	
6	報告 5	農地改良届出について	
7	議案 1	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について	
8	議案 2	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による 決定について（利用権設定）	
9	議案 3	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計 画の決定について（一括方式）	
10	議案 4	大府市農地利用最適化推進委員候補者の決定につい て	

・農業委員会事務局職員

事務局長 花井 信武

事務局 下谷 敏信

(久野一弘 議長)

ただいまから第 691 回総会を開会いたします。総会の定足数について事務局より報告してください。

(花井信武 事務局長)

総会の定足数につきまして、ご報告します。

農業委員会の在任委員 13 名全員の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告します。

また、農地利用最適化推進委員の 6 名中 5 名の出席をいただいております。報告は以上です。

(久野一弘 議長)

日程第 1「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局の花井信武氏と下谷敏信氏を指名します。

それでは、議事に入ります。

日程第 2、報告第 1 号『農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の受理について』から、日程第 6、報告第 5 号『農地改良届出について』までを、事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

報告第 1 号『農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の受理について』から、報告第 5 号『農地改良届出について』までを、ご説明いたします。

始めに、報告第 1 号『農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の受理について』をご説明します。市街化区域内において所有者自ら行う農地転用で、議案書 1 頁から 2 頁までの 3 件です。畑が 2 筆、田が 5 筆で、転用面積は合計で、1,652.24 m²、転用目的は共同住宅が 1 件、駐車場が 2 件です。

続いて、報告第 2 号『農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理について』をご説明します。市街化区域内において権利設定・移転の伴う農地転用で、議案書 3 頁から 8 頁までの 15 件です。畑が 17 筆、田が 7 筆で、転用面積は合計で 7,599.59 m²です。転用目的は、住宅及び宅地がそれぞれ 5 件、駐車場が 2 件、事務所、共同住宅及び集合住宅がそれぞれ 1 件です。

続いて、報告第 3 号『農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について』をご説明します。農地を相続により取得した場合に届出していただくもので、議案書 9 頁から 10 頁までの 4 件です。畑が 8 筆、田が 11 筆で、合計で 9,882 m²の届出がありました。

続いて、報告第 4 号『農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について』をご説明します。農地又は採草放牧地の賃貸借契約に係る合意解約の通知で、議案書 11 頁から 13 頁までの 8 件です。畑が 1 筆、田が 13 筆で、合計で 10,764.94 m²の届出がありました。

最後に、報告第 5 号『農地改良届出について』をご説明します。農地を嵩上げ、場合によっては切土して、農地として利用されるもので、議案書 14 頁の 1 件です。畑が 1 筆で、3,828 m²の届出がありました。大府市農業委員会農地改良届出に関する指導要綱の適用範囲及び基準の全ての項目に適合しております。

以上の報告案件につきましては、局長専決処理のうえ、受理通知した旨を報告します。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの報告第 1 号から報告第 5 号までについて、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと思えます。

次に、日程第7、議案第1号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』の5件を上程します。

このうち4番の案件については、濱島守委員が議事参与にあたる議案となります。

始めに、議事参与に該当しない4件について審議します。

事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第1号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』のうち議事参与に該当しない4件をご説明します。

市街化調整区域内で権利の設定又は移転を伴う農地転用です。議案書15頁から18頁までの愛知県知事の許可案件4件です。内訳は、畑が27筆の合計で8,883.07㎡の申請です。

始めに、1番の案件は、店舗を建設する目的で転用するものです。農地区分は、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接する農地で、その規模が概ね10ha未満であるものに該当しますので、第2種農地と判断することができます。

次に、2番の案件は、分家住宅を建築する目的で転用するものです。農地区分は、1番と同様の農地の区域内にあるものに該当しますので、第2種農地と判断することができます。

次に、3番の案件は、駐車場を整備する目的で転用するものです。農地区分は、1番と同様の農地の区域内にあるものに該当しますので、第2種農地と判断することができます。

最後に、5番の案件は、駐車場を整備する目的で転用するものです。農地区分は1番と同様の農地の区域内にあるものに該当しますので、第2種農地と判断することができます。なお、この案件は、令和4年12月の総会において、農振農用地区域除外案件として、ご審議いただいた案件でございます。

以上の案件につきましては、いずれも申請書類の審査、現地確認を踏まえ、許可見込みありと判断することができます。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

それでは、担当地区委員より意見をいただきたいと思えます。

1番の案件について、大嶋英二委員どうぞ。

(大嶋英二 委員)

1番の申請地は、切土と盛土をしますが、周辺には擁壁を設けます。雨水は、駐車場地下に雨水貯留浸透施設を設置し、調整した雨水を東側道路側溝へ排水するため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、2番の案件について、相羽誠二委員どうぞ。

(相羽誠二 委員)

2番の申請地は、整地のみです。雨水は、集水桝へ集水し、最終桝を経て既設側溝へ排水するため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、3番の案件について、大嶋英二委員どうぞ。

(大嶋英二 委員)

3番の申請地は、整地のみです。雨水は、浸透桝を経て道路側溝へ排水されるため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、5番の案件について、鈴置省悟委員どうぞ。

(鈴置 省悟 委員)

5番の申請地は、整地のみです。雨水は、砕石舗装で自然浸透されるため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第1号のうち議事参与の案件に該当しない4件を採決します。

本申請を愛知県知事に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見はなしとすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第1号のうち議事参与の案件に該当しない4件は、委員会の「意見なし」で愛知県知事に送付することに決定します。

次に、議案第1号のうち4番の案件は、濱島守委員が農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当するため、濱島守委員は、退室をお願いします。

(濱島 守委員 退室)

(久野一弘 議長)

それでは、議案第1号のうち濱島守委員の議事参与案件である4番について審議します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第1号のうち濱島守委員の議事参与案件である4番について、ご説明します。議案書18頁の1件で、畑が3筆、転用面積は1,279㎡です。

4番の案件は、介護施設を整備する目的で転用するものです。農地区分は、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接する農地で、その規模が概ね10ha未満であるものに該当しますので、第2種農地と判断することができます。この案件は、令和4年6月の総会において農振農用地区域除外案件として、ご審議いただいた案件でございます。

この案件につきましては、いずれも申請書類の審査、現地確認を踏まえ、許可見込みありと判断することができます。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

それでは、次に担当地区委員より意見をいただきたいと思えます。

4番の案件について、神谷登委員どうぞ。

(神谷 登 委員)

4番の申請地は、50cmの盛土をします。雨水は、雨水浸透施設を通じて、北側既設排水路に排水するため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第1号のうち4番を採決します。

本申請を愛知県知事に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見はなしとすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第1号のうち4番は、委員会の「意見なし」で愛知県知事に送付することに決定します。

濱島守委員は、入室してください。

(濱島 守委員 入室)

(久野一弘 議長)

次に、日程第8、議案第2号『農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について(利用権設定)』の2件を上程します。

事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第2号『農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について(利用権設定)』をご説明します。

農業経営基盤の強化を図ることを主旨として、「農用地利用集積計画」が提出されています。議案書19頁の2件です。内訳は、畑が5筆で、6,2368㎡の申請です。

借り手は、市外の方が1名で、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしています。契約期間、賃借料については、議案書に記載のとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第2号を採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第2号は、原案のとおり決定します。

次に、日程第9、議案第3号『農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について(一括方式)』の1件を上程します。

事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第3号『農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について(一括方式)』をご説明します。

農業経営基盤の強化を図ることを主旨として、『農用地利用集積計画』が提出されています。公益財団法人愛知県農業振興基金が中間保有して利用権を設定するものです。

議案書20頁の1件で、内訳は、田が2筆で、合計で1,722㎡の申請です。借り手は、市外の方が1名で、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしています。契約期間、賃借料については、議案書に記載のとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第3号について採決します。
原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第3号は、原案のとおり決定します。

次に、日程第10、議案第4号『大府市農地利用最適化推進委員候補者の決定について』の1件を上程します。このうち3番の案件は神谷登委員が、4番の案件については、竹内敬三委員が議事参与に当たる案件となります。議事参与に該当しない1番、2番、5番、6番の4件を審議します。

事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第4号『大府市農地利用最適化推進委員候補者の決定について』のうち議事参与の案件に該当しない1番、2番、5番、6番の4件をご説明します。

いずれも、大府市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱等に関する規則第8条の規定により、農地利用最適化推進委員候補者を決定するものでございます。本年3月20日に開催しました『大府市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会』から審査結果について報告を受けており、いずれの候補者についても、適任である旨のご意見をいただいております。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第4号のうち議事参与の案件に該当しない4件について採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第4号のうち議事参与の案件に該当しない4件は、原案のとおり決定します。

次に、議案第4号のうち3番の案件は、神谷登委員が農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当するため、神谷登委員は、退室をお願いします。

(神谷 登委員 退室)

(久野一弘 議長)

それでは、議案第4号のうち神谷登委員の議事参与案件である3番について審議します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第4号『大府市農地利用最適化推進委員候補者の決定について』のうち議事参与に該当する3番の1件についてご説明します。

この案件につきましては、大府市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱等に関する規則第8条の規定により、農地利用最適化推進委員候補者を決定するものでございます。本年3月20日に開催しました『大府市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会』から審査結果について報告を受けており、この候補者についても、適任である旨のご意見をいただいております。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

特に、無いようですので、議案第4号のうち議事参与の制限に該当する3番の1件について採決します。

原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第4号のうち議事参与の案件に該当する3番の1件は、原案のとおり決定します。

神谷登委員は入室してください。

(神谷 登委員 入室)

(久野一弘 議長)

次に、議案第4号のうち4番の案件は、竹内敬三委員が農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当するため、竹内敬三委員は、退室をお願いします。

(竹内 敬三委員 退室)

(久野一弘 議長)

それでは、議案第4号のうち竹内敬三委員の議事参与案件である4番について審議します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第4号『大府市農地利用最適化推進委員候補者の決定について』のうち議事参与に該当する4番の1件についてご説明します。

この案件につきましては、大府市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱等に関する規則第8条の規定により、農地利用最適化推進委員候補者を決定するものでございます。本年3月20日に開催しました『大府市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会』から審査結果について報告を受けており、この候補者についても、適任である旨のご意見をいただいております。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

特に、無いようですので、議案第4号のうち議事参与の制限に該当する4番の1件について採決します。

原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第4号のうち議事参与の案件に該当する4番の1件は、原案のとおり決定します。

竹内敬三委員は入室してください。

(竹内敬三委員 入室)

これで、全案件の審議が終了しました。

以上を持ちまして、第691回総会を閉会します。